

壊れた琴形木製品

— 廃棄と再利用の背景に関する考察 —

長谷川愛

要 旨

琴形木製品の研究は多方面の分野から行われていたが、使用目的を達成した後の扱われ方についてはほとんど研究の対象にはされてこなかった。使用後は供物として流路などに流すか破壊して廃棄することが多かった琴形木製品は、時代が経つにつれて他製品に転用される事例が見られるようになった。本稿では、使用目的を終えた琴形木製品がどのように扱われるかについて、廃棄と再利用の2つの観点から具体例と共に紹介し、なぜ「再利用」という選択が生まれたかを考察していく。

まず「廃棄」についてだが、破損した琴形木製品の中で木目に沿わない割れ方をするものは、よほど強い力が働かないと出来ないため人間が意図的に割ったとされている。中には刀子状の道具を使用して切り込みを入れてからへし折る事例も確認されている。使用目的が終わると楽器として二度と使えない状態にさせるところから、祭器としての琴形木製品の特殊性が窺える。

再利用の場合、破損した箇所を修理して長く使用する「修理」と、不要になった琴形木製品を堰材や井戸枠といった他製品に変えて使う「転用」が挙げられる。琴形木製品の転用は弥生時代後期の堰材の事例が初めてで、奈良時代になると木簡を琴形木製品に転用させる動きも見られるようになった。

再利用が行われるようになった背景としては、琴の用途の変化と、環境の変化が主に挙げられる。用途の場合、弥生時代後期から古墳時代前期にかけて多種多様の形態を持つ琴形木製品が作られたが、古墳時代後期になると弾琴埴輪などの土製品が台頭するようになり、奈良時代以降は形代としてミニチュア琴が目立つようになったことなどから、琴形木製品の制作・使用目的や価値観が変化していったと考えられる。また、環境の変化では、大規模な建設や災害などに伴って木材への需要が高まり、供給が追いつかなかったことによって再利用という選択が生まれたのではないかと推測する。

キーワード：弥生時代～奈良時代、廃棄、修理、転用。

はじめに

古来より楽器は、儀式や娯楽の道具として用いられ、大きさや形状を変えながら人々の生活に根付いてきた。古代中国では、編鐘や筑といった独自の楽器が生み出され、それらを用いた演奏が宮廷音楽として成立した。また、三分損益法という音律・音階を算出する方法が発明されるなど、音の仕組みの解明も積極的に行われていた。エジプトでは、埋葬儀礼や貴族層の娯楽などで楽器が演奏されたと推定され、古王国時代の高官・ネカウホルの墓からは、ハープやフルートなどの多種多様な楽器を演奏している人々を描いたレリーフが見つかっている。日本では縄文時代より音楽があり、土鈴、銅鐸といった体鳴楽器や土笛などの気鳴楽器、そして琴形木製品などの弦鳴楽器が生み出され、宗教的活動や文化的活動の面で重要な役割を果たしてきた。

古代の楽器を対象にした研究も数多くあり、考古学

や音楽学はもちろん、物理学や民族学などの多角的な視点からも分析が行われている。琴形木製品の場合は形状の変化や制作過程といった「制作」に関する研究や、演奏方法の推定や音の再現などの「使用」に関する研究が多い。しかしその一方で、使用目的を終えた琴形木製品がどのように扱われたかについては、専門的な研究がほとんど行われていない。というのも、祭祀具であった琴形木製品は、使用目的が終わると徹底的に破壊されるなどして原型をとどめていないことが多いからである。本稿では目的を終えた琴形木製品の末路について、廃棄と再利用の2つの観点に着目し、その具体例を紹介するとともにそれぞれの行為の背景に対する考察を述べる。

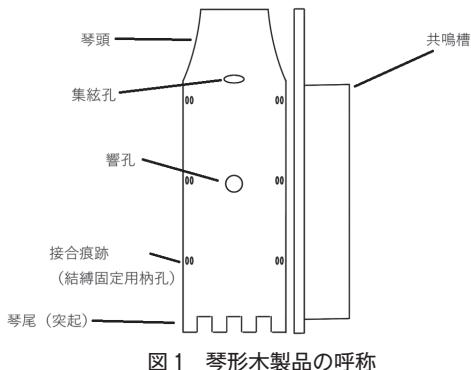


図1 琴形木製品の呼称

本稿での呼称について、琴の形状をした木製品は基本的に「琴形木製品」と総称し、内容によって細分化された名称が必要な場合はその名称を使用する。例えば共鳴槽を持つものや、その痕跡があるものは「槽作りの琴」、持たないものは「板作りの琴」、棒状で裏面に三角形の稜を持つものは「筑形木製品」と呼称する。

また、本体の突起がある部分を「琴尾」、その反対を「琴頭」と呼ぶことにし、パートの名称では絃を纏める孔を「集絃孔」、共鳴槽と接合するための孔を「接合痕跡」もしくは「枘孔」、中心にある小さな孔を「響孔」とする【図1】。

1. 廃棄

1.1 人為的な破壊

琴形木製品の多くは、突起部分のみや琴頭のみなど、一部分が残存している状態で出土し、完形で出土することは稀である。破損の要因としては主に木材の状態や環境の変化によるものと、人為的なものの2点が挙げられる。前者は木目に沿って割れるか、突起などの構造上弱い部分から割れていく傾向がある一方で、後者は木目と垂直する形で割れていることが多い。木目と垂直する割れ目はよほど強い力を加えないと出来ず、環境要因で自然に割れる可能性が低いと考えられるためである。中には刀子状のもので切り込みを入れてからへし折る例もある。ここでは琴形木製品の使用期における行為に焦点を当てているため、人為的な要因についてのみ述べることにする。

中川律子氏によると、琴形木製品¹⁾を破壊する理由としては

- ①使用者以外の使用（演奏）を不可能にするため
- ②琴（楽器）としての機能を失わせるため
- ③使用目的が終わると再利用が出来ないため
- ④その他

の4通りが挙げられる（中川2009）。③については後

述する「転用」があるため検討が必要になるが、徹底的に破壊することで琴の機能を失わせる行為からは、他の木製品には見られないような祭祀具としての琴形木製品の特殊性が窺える。

また、同氏は琴形木製品を廃棄する理由として、

- ①壊れたことによる廃棄
- ②使用目的が終わったことによる廃棄
- ③特別な意味での埋納または供献
- ④その他

を挙げている（中川2009）。①については非日常の空間で用いられる琴形木製品が壊れることは少なく、仮に壊れたとしても木釘孔などをあけて補修をする事例も見られる。③については供物として手放すことで祭祀具の役割を全うするため「廃棄」と呼べるかは疑問である。このため「廃棄」という観点にこだわってみれば、②のように使用目的を全うしたことによる理由が最も妥当で、多数を占めると考えられる。

刃物による切り込み—登呂遺跡

静岡県静岡市の登呂遺跡からは、弥生時代後期の琴形木製品が未完成品を含め複数点出土している。その中でも最も簡素な形状をした、縦42cm、幅10cm、厚さ1cmのスギ製の板作りの琴には多数の刃物痕が残っている【図2】。刃物痕は片面のみにつけられ、方向は木目にやや垂直になっている。音響効果を上げるためにあえて天板の裏面に加工を施すことはあるものの、この琴形木製品の場合は刃が深く入っているため、音を良くさせるどころか琴自体の強度を弱めかねない。また、天板の裏面の加工は響きを良くさせるために槽作りの琴につけられるもので、板作りの琴に施す必要はない。これらの理由から廃棄後にカッティングボードやまな板として転用するなどして楽器としての機能を失わせていたと笠原潔氏は推測している（笠原2004）。

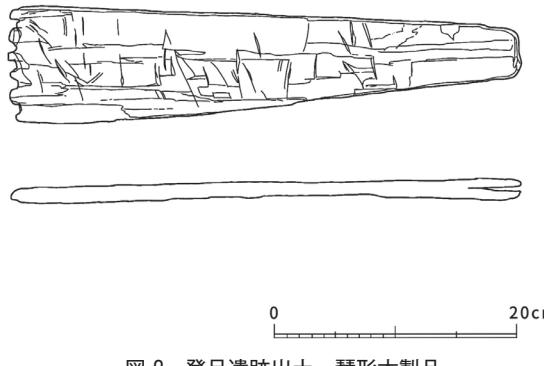


図2 登呂遺跡出土 琴形木製品
(静岡市教育委員会 2006 をもとに筆者トレース)

また、登呂遺跡出土例のように切り込みを入れるだけでなく、完全に切り取る例も見られた。滋賀県能登川町の石田遺跡からは縦 37.8 cm、幅 6.7 cm、厚さ 1.4 cm のヒノキ製の琴が琴尾部分のみ発見されているが、琴頭部分には切断痕が見られる【図 3】。この木製品も弥生時代後期あたりのもので、他製品に転用する際に一部を切り取ったか、廃棄するために切断されたかは不明であるが、人為的に琴としての機能を喪失させていたことがわかる。

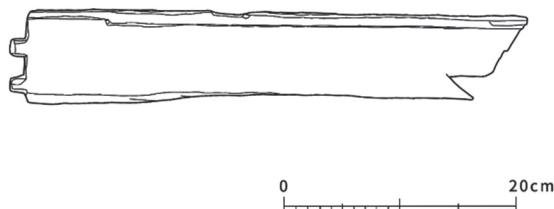


図 3 石田遺跡出土 琴形木製品
(能登川町教育委員会ほか 2005 をもとに筆者トレース)

二次被熱—赤野井湾遺跡

破壊を受けた琴形木製品の中には、被熱して一部が焼損、炭化しているものも見られる。滋賀県守山市の赤野井湾遺跡からは、長さ 28.5 cm、幅 14.6 cm、厚さ 1.8 cm のスギ製の琴形木製品の一部が出土している【図 4】。年代は弥生時代後期～古墳時代あたりのものとされている。

裏面の琴頭側には火を受けた痕跡が残っている。この火焼痕について、意図的に燃やしてできたものか偶発的に受けたものかは不明であるが、仮に意図的なものだった場合、使用目的が終わったことによる破壊行為のひとつと考えられる。他の遺跡からも、数は少ないが火焼痕を持つ琴形木製品が出土している。

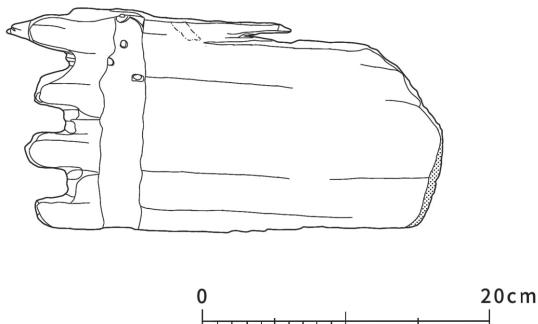


図 4 赤野井湾遺跡出土 琴形木製品
(滋賀県教育委員会ほか 1987 をもとに筆者トレース)

1.2 儀式の供物としての琴

水のマツリでの使用—古高・経田遺跡

首長関連遺跡や祭祀遺跡にある水に関する遺構（溝や導水施設など）からほぼ完形の琴形木製品が出土する事例が確認されているが、その際、土器や植物遺体が共伴して出土することが多い。

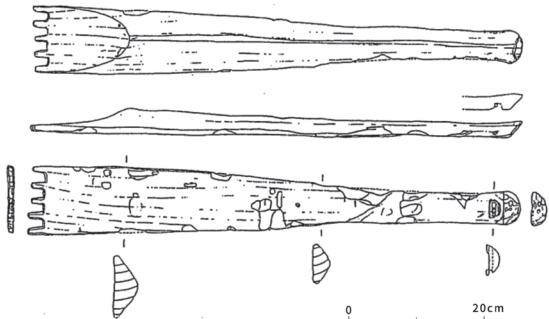


図 5 古高・経田遺跡出土 琴形木製品
(守山市教育委員会 2005)

滋賀県守山市にある古高・経田遺跡では、古墳時代の溝の底から完形の筑形木製品 1 点が複数の高壙とともに出土している。筑形木製品は長さ 75.8 cm、幅 10.1 cm、厚さ 3.8 cm のほぼ完形で、クリ製である。琴頭には半月形と円形の集絃孔²⁾があり、絃を巻き付ける棒が差し込まれた状態で残存している。琴尾には 5 本の突起が折れずに残っている。筑形木製品の周りからは多量の高壙が共伴し、周辺からはヤマモモの種やヒヨウタンなどが出土していることから、溝で水のマツリが行われ、祭祀の後にそのままの状態で土器とともに流したと推測されている【図 5】。また、奈良県御所市にある南郷大東遺跡からは、導水施設の跡から琴形木製品と共に刀形や蓋などが出土していることから、有力者によって水に関連した儀式が行われていたとみなされている。

葬送の道具としての使用—服部遺跡

古墳からも琴形木製品が出土している。滋賀県守山

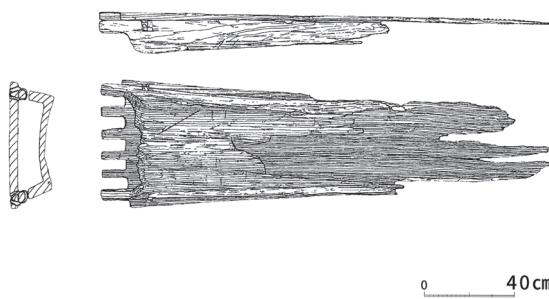


図 6 服部遺跡出土 琴形木製品
(滋賀県教育委員会ほか 1987)

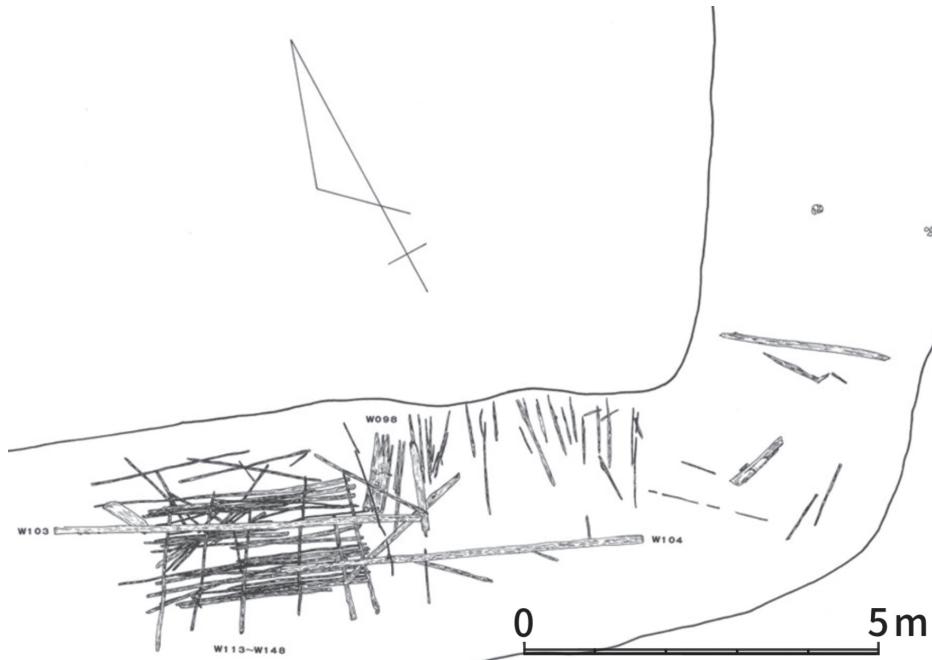


図7 服部遺跡 琴形木製品出土状況（滋賀県教育委員会ほか 1985）

市の服部遺跡にある方形周溝状遺構からは槽作りの琴が複数の琴柱形木製品と共に出土している【図6】【図7】。琴形木製品は琴頭が欠損した状態だが、長さ118cm、幅29cm、琴板の厚さ1cmと大型であり、竜尾付近の位置から、全長は150cm程と推測されている。側面には断面が凹状の共鳴槽が一部残存し、琴板と共に鳴槽を合わせた場合の側面の高さは10.5cmである。琴尾には突起が6本、完形で残っている。

周辺からは形や大きさがほぼ同じ琴柱形木製品が4点共伴して出土していることから、琴形木製品の演奏の際に使われた後、一緒に置かれたと考えられる。

建材も出土していることから小規模の建物の中に置かれたものが建物と共に周溝内に落ちたと推測されている。琴形木製品はマツリだけでなく、殯や葬儀などの死に関する儀式の際に演奏されていたとされ、葬送の場で重要な役割を果たしていたことがうかがえる。

筆者は琴形木製品を他製品に転用させずに手放す行為を「廃棄」と呼び、その事例を複数挙げた。すると、被熱や切り込みなどで琴形木製品の楽器としての機能を失わせてから手放す方法と、そのままの状態で溝に流したり、建物内に置きざりにしたりする方法の2パターンがあることに気づいた。後者は中川氏の提唱する廃棄の理由のうち、「③特別な意味での埋納または供献」で手放された琴形木製品でよく見られた。

しかしながら、後者の方法は本当に「廃棄」と呼べるだろうか。論文執筆時点では祈りの道具として手放

す行為に対する呼称を思いつくことができなかつたため「廃棄」とみなすことにして、今後の研究においては「廃棄」の枠に入れるのではなく、別の行為として纏める所存である。

2. 再利用

2.1 修理

役目を終えると徹底的に破壊・廃棄された琴形木製品だが、中には破損した箇所を木釘などで補修して長く使用する事例もいくつか確認されている。

黒須亜希子氏によると、木製品の使用期は以下の4ケースに分けられる（黒須2009）。

①使用後に埋納されるケース

祭祀具などの、ある目的のためだけに使用される器種は製作期に比べて使用期が極端に短く、目的を終えるとそのまま埋納される。そのため破損が少なく転用されることもない。

②補修の後に転用されるケース

容器や調度類、直柄鍬、下駄などでは、破損箇所を補修し、ある程度使用された後に転用されることがある。軽微な破損の際に穿孔して紐でとじ合わせて補修をされた痕跡が残る。斧柄や機織などの大きな力が加わる製品や、合子などの密閉が目的の製品は補修をしてまで使用されることはない。再度破損した場合、今度は柱の礎板や杭、補修材となる事例もある。

③特定器種に転用されるケース

破損後も他の器種として転用されることを見越して

作られるケースで、狭鋤がそれにあたる。狭鋤は未製品が見られないことから、元々広鋤として使用されたものが破損後に転用されたと考えられている。さらに破損すると柱の礎板などに転用される。この辞令は弥生中期に近畿形広鋤が盛行すると多く見られるようになる。

④大形部材が転用されるケース

古墳時代に入ると大型部材が井戸枠や導水管といった施設材に転用されるケースが見られるようになる。主に船材や扉、机のパーツなどが使われ、断面の形状に合わせて加工されていく。船材では一括で転用されるケースがある一方で、複数の部材が破損するとは考えにくい机や扉は一時保管された後に一定の量が貯まつたら転用される。

琴形木製品の場合、祭祀具として作られ、祭祀具として目的を全うして廃棄されるものは①、使用中に破損し、修理を受けたものは②、使用目的が終わって井戸枠や堰材に転用されたものは④に該当する。

複数の枘孔一下鉤遺跡

滋賀県栗東市にある下鉤遺跡からは、長さ 158 cm、幅 24 cm、厚さ 1.8 cm の大型の槽作りの琴が上板のみ出土している【図 8】。

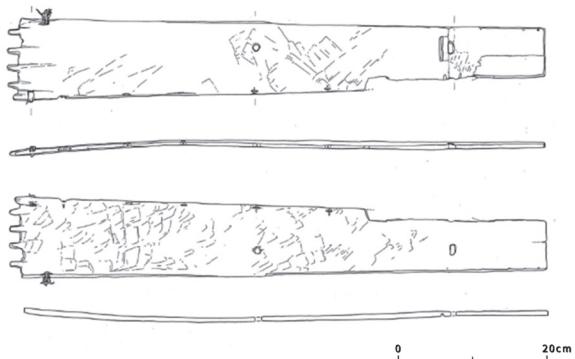


図 8 下鉤遺跡出土 琴形木製品
(栗東市教育委員会ほか 2010) 一部拡大表示

時代は弥生時代末～古墳時代前半あたりのもので、響孔と集絃孔を持つ。突起は 5 本残存しているが、琴体の幅から本来であれば 8 本だったとされている。

結合は枘孔に樹皮を通す方法と楔を打つ方法を併用していたとされ、その痕跡が片側に縦に並んでいる。一方もう片側の結合の痕跡は琴尾付近 1ヶ所の桜の樹皮が残存した枘孔のみである。これは本来の結合ではなく、何らかの原因で琴が縦に割れて補修をする際に新たにあけられたものと考えられる。

2.2 他製品への転用

古墳時代後期になると琴形木製品の出土件数は減少していくが、その一方で琴形木製品が他製品に転用される事例がみられるようになる。論文執筆時点では 6 件の転用事例を確認した。特に共鳴槽を持った大型の琴形木製品（箱作りの琴もしくは槽作りの琴）が目的に応じて二次加工される傾向にあることが分かった。

井戸枠に転用—徳丹城跡

岩手県矢巾町にある徳丹城は 812 (弘仁 3 年) 年ごろに北上川西岸に建てられた律令国家最後の城柵である。水害に弱い志波城を移転して造営されたもので、朝廷による蝦夷平定や志波地域の統治における前衛基地としての機能を持っていたとされている。

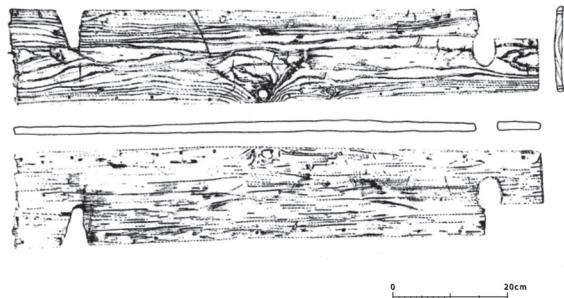


図 9 徳丹城跡出土 琴形木製品
(矢巾町教育委員会 2019)

徳丹城跡の政府西側の井戸跡からは井戸枠に転用された琴形木製品が 1 点出土している【図 9】。現状の長さは 85.3 cm、幅は最大 15.1 cm、厚さは最大 1.7 cm で、モミ属の表皮に近い部分を材料に作られている。元々は長さ 120 センチ程度の槽作りの琴の天板で、琴尾に 6 つの突起を持っていたが、井戸枠に加工するにあたって不要な突起部分は切り折られて欠失している。琴頭にある楕円形（復元値 6 cm、短軸 4 cm）の集絃孔は、一部を切り取って井戸枠として組まれる際の相欠として使われている【漫画 1】。天板の裏表には、長辺に沿って共鳴槽固定のために等間隔で打たれた木釘の痕と、槍鉋を使用したとみられる削り痕が残っている。平城京や三ツ寺 I 遺跡など都城跡や首長邸宅跡から楽器が出土する事例は複数確認されているが、軍事施設である城柵から出土する事例は筆者が確認できたもので徳丹城跡と秋田城跡（琴柱形木製品 1 点出土）のみである。徳丹城跡の琴形木製品は、城内での律令祭祀もしくは蝦夷の饗給の際に奏でられていた後、9 世紀ごろに加工されて井戸枠に転用されたと推測されている。

他製品が井戸枠に転用される事例は全国各地で見ら

れ、木組井戸が主流だった古代や、中世の西日本に多い。滋賀県守山市の弘前遺跡から丸木舟の一部を組み合わせた古墳時代後期の井戸が、奈良県奈良市の青野遺跡からは加工された卒塔婆が用いられた井戸が発見されている。しかし、転用井戸枠材は主に丸木舟や扉板、木簡などの日常的に使用された道具や大型の建築部材が用いられていて、祭祀具が使われることは滅多に無い。琴形木製品を井戸枠にした事例は徳丹城跡と平城京右京二条三坊十坪の2例のみである。平城京右京の琴形木製品は元々突起を6本持つ大型の和琴だったが、琴頭と両脇がまっすぐに切り取られ、井戸枠の縦板に転用されている。余談だが、この井戸跡からは木製骨1点が、井戸の水桶（釣瓶）に転用されたものが廃棄された状態で見つかっている。

堰材に転用—小稻津遺跡

福井県福井市的小稻津遺跡からは、古墳時代の槽作りの琴が出土している。長さ46.5cm、最大幅9.3cm、厚さ2.2cmである。琴頭を含め多くが欠損しているため、全長や全幅は不明である。断面は平坦で、表面は平滑である一方で、裏面は粗く仕上げられている。突起は三角形の先端が二股に分かれた鶴尾形を成しているが、これは北陸地方の琴形木製品でよく見られる特徴である。石川県金沢市薬師堂遺跡や新潟県西谷遺跡から出土した琴形木製品にも燕尾形の突起が残存している。琴尾付近にある帯状の痕や側面の穿孔の痕跡などから、本来は雲角と小口板を持つ槽作りのことであったと推測される。【図10】

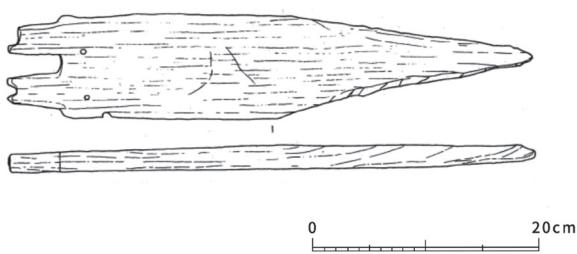


図10 小稻津遺跡出土 琴形木製品

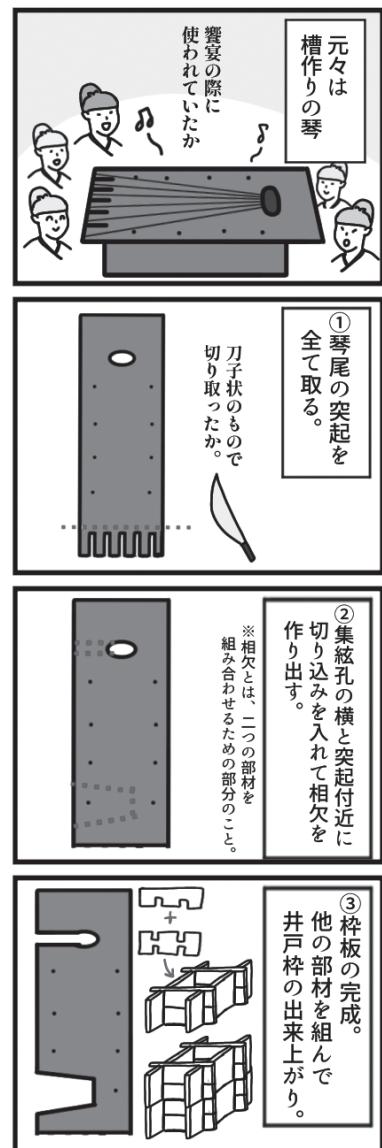
この琴形木製品は堰材に転用された状態で溝跡から出土した。周辺からは木製脚や大型脚付木製品などの祭祀で使用する道具が出土していることから、もともとは水のマツリで使用されていたと考えられる。堰材に転用された琴形木製品は石川県金沢市の西念・南新保遺跡や奈良県明日香村の石神遺跡からも出土している。いずれも木目に垂直な状態で折損しているため、人為的な負荷を加えて丁度いい大きさにしてから堰材

に転用したと考えられる。

転用された琴形木製品のほとんどが、本来は大型の琴形木製品であり、丁度良いサイズに加工されて井戸枠や堰といった水に関連する建築物の一部となっていることが分かった【表1】。

筆者は当初、水に強い材質であるから井戸枠などに転用されたと推測したが、母数が少なく、樹種が未鑑定の琴形木製品もあるため、一説として挙げることは論文執筆時点では難しいと感じた。また、徳丹城跡の井戸からは、釣瓶に転用された状態の木製骨が出土している。この点も含めると、転

徳丹城跡の琴形木製品 転用の過程



漫画1 井戸枠への転用過程

用に至った背景としては、耐久性に優れていた素材で作られていたからというよりも、他製品に転用しやすい形状（ほぼ長方形で細すぎず薄すぎない）だったなどの他の理由が大きかったのかもしれない。

3. 考察

3.1 神聖な道具か、畏怖の対象か

道具を修理や転用をして長く使い続ける事例は縄文時代より確認されている。煮炊きに使用する深鉢形土器の場合、ヒビを紐で固定して補修（青森県上北郡・大石平遺跡）、または破片を加工して土器片錐を作成（千葉県千葉市・加曾利貝塚）などの方法が見られる。

しかし、修理や転用を受けた製品のほとんどが日常生活で使用する道具であり、祭祀具における事例は希有である。そもそも琴形木製品は土器のように日常空間で活用する機会がなく、破損するリスクが少ないため、修理をすることが滅多に無い。修理痕跡を持つ事例が少ないのでそのためであろう。

記紀神話ではまつりごとを行う際に神託を請う場面がいくつか描かれ、中には神託を無視した天皇が神の怒りを買って死ぬ描写もある。無論、記紀神話の世界と一般の世界は混同すべきではないが、琴と神（もしくは靈的な存在）の関係性の深さを当時の人々は感じていたのだろう。琴形木製品を手放す行為について、破壊を受けずに残存した琴形木製品は、神聖な道具として丁重に使用され、最終的に儀式の供物として流路に流された一方で、破損・焼損した琴形木製品は、お祓いのような意味をこめて徹底的な破壊を受けたと推察する。また、琴形木製品に転用事例が少ないのも、そういった認識のもとで、別の道具に変えて日常生活で使用することに抵抗があったことによるものではないか。

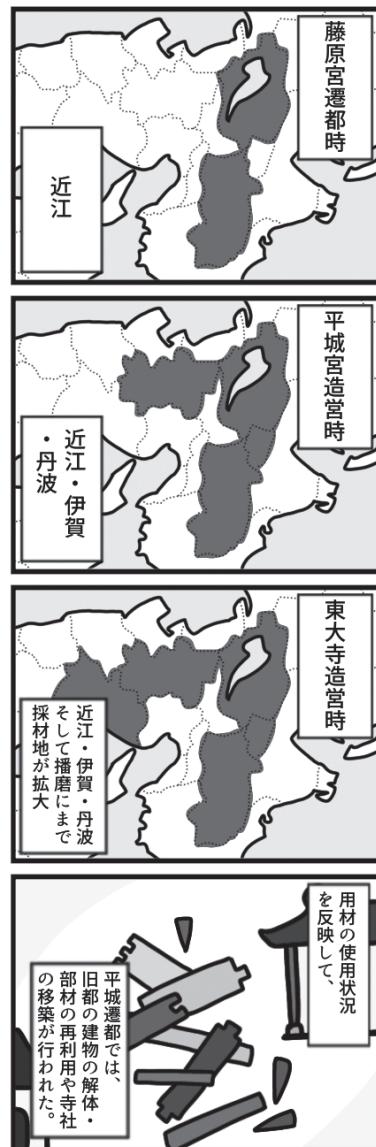
3.2 大陸文化の影響による価値観の変化

弥生時代後期あたりから琴形木製品が他製品に転用される事例が少しづつみられるようになったが、反対に他製品が琴形木製品や琴柱形木製品に転用される事例は奈良時代以降に多く出現するようになった。奈良県奈良市にある平城京左京七条遺跡、平城宮大極殿といった旧都や、都から遠く離れた長野県千曲市の屋代遺跡（官衙関連施設）からは、木簡を転用した琴形木製品の形代が出土している。また、木簡を材料にした琴柱形木製品については、平城京、屋代遺跡、新潟県上越市の延命寺遺跡（集落跡）などの多くの人が往来し、生活の基盤となるような場所だけでなく、石神遺跡といった特別な人だけが使うような祭祀場跡からも複数出土している。木簡を使用した琴形木製品・琴柱形木

製品には、転用前につけられた墨書の痕跡がそのまま残っている。また、木簡は刀子で削ることで文字を消すため、多くの場合、転用時にはかなり薄くなっている。平城京左京七条から出土した2点の琴形木製品は、いずれも厚さが最も薄いところ（側板）で0.3cmと、極限まで削られたものを使用していた。転用品は大きさや作りの粗雑さなどから楽器としてではなく形代として使用されたものと考えられている。

「転用」という行為が生まれた大きな背景としては、まず琴形木製品やそれを用いた行為に対する人々の価値観が大きく影響していると考えられる。弥生時代後期の登呂遺跡の例については、そもそも

遷都と木材再利用 (丸山 1995)



漫画2 奈良時代以降の木材利用

表1 琴形木製品の転用

No.	遺跡名	所在地	時代	長さ	幅	厚さ	転用
1	西念・南新保	石川県金沢市	弥生後期	62.4	13.2	1.8	堰材
2	小稻津	福井県福井市	古墳	46.5	9.3	2.2	堰材
3	亀井・城山	大阪府八尾市	古墳中期	60.5	17.5	2.3	杭列内の横木
4	石神	奈良県明日香村	古墳後期	116	—	—	堰材
5	平城京右京二条三坊十坊	奈良県奈良市	奈良	72	17.3	1.3	井戸枠の縦板
6	徳丹城跡	岩手県矢巾町	平安	85.3	15.1	1.7	井戸枠

その集落の中では靈力について他とは異なる認識を持っていたか、破壊して琴の中にある靈力や魂を抜くことで、気兼ねなく他製品に転用させられると思いついて出来たものと推測する。

古墳時代後期以降は、大陸間との文化的な交流が盛んとなり、「音楽は娯楽」とみなす大陸の文化に影響されて、都の人々の中で琴の用途や存在価値に変化が生まれたと考えられる。その一方で、都から遠く離れた福岡県宗像市の沖ノ島関連遺跡から祭祀具として用いられた青銅製の琴形が複数出土しているように、祈りの道具としての価値も残っていたとみられることから、古墳時代後期～奈良時代は琴のあり方が徐々に変わりつつあるターニングポイントだったのだろう。なお、音楽は平安時代には貴人の「娯楽」や「教養」の一つとなっている。

3.3 用材不足と禁伐令の影響

飛鳥時代以降になると、度重なる遷都や災害、さらに寺社などの建物の建築に伴って多くの木材が使用されるようになる。また、木材は建物の瓦を焼くための燃料となるため、さらに需要が高まってくる。丸山岩三氏によれば天武天皇5(676)年には飛鳥川水源地である南淵山と細川山に禁伐令が発令されているが、この時期には既に飛鳥川流域とその周辺のヒノキは伐り尽くされていたと考えられている。寺社の造営ごとに伐採地が拡大³⁾されているが、奈良盆地の深刻な森林不足と遠方にまで行かないと十分な木材供給が出来なくなっている状況を鑑みて、平城京への遷都の際は、藤原宮の施設を解体してその部材を再利用する他、寺社を移建させるなどしてなるべく伐採する木材の量を抑えている【漫画2】。

井戸枠や堰に使われた背景はこのような木材の使用状況が大きく反映していると考えられる。古墳時代も、古墳の築造の際に使う道具の作成や埴輪の焼成などで大量の木製品が必要になることから地域によっては深刻な用材不足があったのだろう。

転用された琴形木製品の多くが長さ40cm以上かつ形状もほとんど長方形で加工がしやすいため転用にうってつけである。徳丹城跡の場合、木製品は幅や厚さはそのまま残しつつも、突起部分を取って相欠部分をつくることではじめて井戸枠のパーツとして機能する。

おわりに

本論では使用目的を終えた琴形木製品がどのような

扱われ方をするかについて廃棄と再利用の相反する視点から概観し、背景の考察を試みた。

廃棄の場合は木製品自体の劣化の激しさから、破損が意図的なものか、環境や木材の状態が元で偶発的に発生したかを判別することが困難であること、再利用の場合はそもそも事例が少ないこともあって、整理がうまく出来ずかなり粗雑な内容になってしまったが、これまであまり注目されてこなかった琴形木製品の使用目的達成後の展開を大まかではあるが纏めることができたと考えている。

ただ、琴形木製品の出土する時代は弥生から平安まで幅広く、形状や出土地点も多岐にわたるため、当時の人々が琴形木製品に対して共通の意識を持っていたとは考えにくい。廃棄や再利用の背景については、地域性や時代性、さらには大陸との交流などの多角的な観点から見ればさらに深い考察をすることができたのではないか。今後の出土事例を待ち、さらなる調査を続けたい。

※本稿で使用した画像のスケールは、読みやすさと統一性を考慮し、筆者が作成したものを使用した。

註

- 1) 中川氏の論文では「琴・筑状絃楽器」と記載している（中川2009）。
- 2) 筑形木製品の集絃孔は絃を纏める棒を差し込むための2つの小孔と、棒にくくりつけられた絃を表面に出すために大きめにあけられた孔（形状は半月形や楕円形など様々）で構成されている。
- 3) 藤原宮は近江、平城宮は近江・伊賀・丹波、東大寺は近江・伊賀・丹波・播磨まで拡大している。木材使用量は平城宮は17万m³、南都六大寺では13万m³と試算値が出されている。

主要参考文献

1. 荒山千恵 2014『音の考古学—楽器の源流を探る』北海道大学出版会
2. 笠原 潔 2004『埋もれた楽器—考古学の現場から』春秋社
3. 黒須亜希子 2009「木製品の再利用—弥生時代・古墳時代の木製品転用に関する観書一」『大阪文化財研究』第35号 財団法人大阪府文化財センター
4. 斎藤基生 2011「転用の考古学」『名古屋芸術大学研究紀要』第32巻 名古屋芸術大学
5. 中川律子 2009「日本の音楽考古学の現状と琴研

- 究』『木・ひと・文化～出土木器研究会論集～』
pp262-271 出土木器研究会
6. 奈良国立文化財研究所 1993『奈良国立文化財研究所 史料第 36 冊 木器集成図録 近畿原始編』奈良国立文化財研究所
 7. 奈良文化財研究所 2019『木器集成図録一 飛鳥藤原篇 I 一』奈良文化財研究所
 8. 久田正弘・中川律子ほか 2008「白江梯川遺跡の琴とかごについて—資料提示と問題提起—」『石川県埋蔵文化財情報』第 19 号 pp53-61 財団法人 石川県埋蔵文化財センター
 9. 守山市立埋蔵文化財センター 2004「古高・経田遺跡の調査成果」『乙貞』23 卷 第 5 号 守山市立埋蔵文化財センター

主要参考報告書

1. 金沢市ほか 1992『金沢市文化財紀要 99 金沢市西念・南新保遺跡Ⅲ』
2. 滋賀県教育委員会ほか 1987『湖岸堤天神川水門工事に伴う埋蔵文化財発掘調査概要報告書 2 赤野井湾遺跡』
3. 滋賀県教育委員会ほか 1985『服部遺跡発掘調査報告書 V』
4. 滋賀県教育委員会ほか 1987『服部遺跡発掘調査報告書Ⅲ—滋賀県守山市服部町所在—』
5. 静岡市教育委員会 2006『特別史跡登呂遺跡再発掘調査報告書』
6. 奈良国立文化財研究所 1995『奈良国立文化財研究所報 第 54 冊 平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告—長屋王邸・藤原麻呂邸の調査—』
7. 能登川町教育委員会ほか 2005『能登川町埋蔵文化財調査報告書 60：石田遺跡（19・21 次）・殿衛遺跡（3 次）』
8. 矢巾町教育委員会 2019『矢巾町文化財報告書 第 41 集 徳丹城跡Ⅱ発掘調査総括報告書』
9. 福井県教育庁埋蔵文化財調査センター 2002『福井県埋蔵文化財調査報告 59 小稻津遺跡 県立図書館・公文書館建設事業に伴う調査』
10. 守山市教育委員会 2005『古高遺跡・経田遺跡』
11. 栗東市教育委員会ほか 2010『栗東市文化財調査報告書 30：下鈎遺跡発掘調査報告書』

